

## 重点要望項目 要望内容・理由

### I. 成長戦略に直結する重点税制

アベノミクスの下、我が国経済の好循環が生まれつつある一方で、最近に至って国際経済情勢が不透明さを増してきている。こうしたなかで日本経済を本格的な成長軌道に乗せていくためには、国の成長戦略についての揺るぎない姿勢を内外に明確に示すことが、より一層重要性を増している。そのため、骨太の政策として、実質的な法人実効税率等の引下げ、研究開発税制の堅持・拡充、合理的な設備投資の促進に向けた税制の整備、成長戦略との調和のとれた地球温暖化防止対策の推進について、その実現を特に強く求め、以下に要望する。

#### 1. 法人税等実効税率の引き下げ

- (1) 政府・与党の平成27年度における法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることを目指す、成長志向に重点を置いた法人税改革の着手を高く評価している。

しかしながら、アジアやOECD諸国では産業競争力強化のため法人税率の継続的な引下げが行われている状況の下で、我が国産業の国際競争力や国全体の立地競争力は制度上他国に比べて依然として劣位にある。

そのため、今後は公約通り法人実効税率を20パーセント台まで速やかに引き下げるとともに、更に将来に向けて国際水準である25%まで引下げるための明確な道筋が示されることを期待する。

- (2) なお、実効税率引き下げにおいて、財源確保を目的とした課税ベース拡大が随伴するとしても、我が国経済の国際競争力強化及び成長志向という国の姿勢を内外に示すためにも、税率引下げ効果を減殺せぬよう、あくまで実質的な法人課税の軽減を是非実現して頂きたい。

課税ベースの拡大については、とりわけ人件費が課税標準の大半である外形標準課税の付加価値割の強化は雇用所得の拡大をめざす政策方向に逆行するものであり、慎重な対応が求められる。

#### 2. 研究開発税制の堅持・拡充

国際競争力の源泉としての技術開発の促進に多くの企業がより一層注力するようになってきている。こうした動きを助長し定着を図ることは、我が国の成長戦略を確かなものとするために不可欠の取組みと言える。こうした観点から、研究開発税制については、縮減を図ることなく、より一層の充実強化が図られるよう、以下に要望する。

#### **(1) 試験研究費の総額に係る税額控除制度(総額型)の拡充**

①平成27年度改正にて引き下げられた税額控除上限額の30パーセント水準の復帰、②同改正にて廃止された税額控除限度超過額の繰越制度について海外諸国の現状も踏まえた復活及びその際の繰越要件の撤廃等の制度の拡充を改めて要請する。

#### **(2) オープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)の運用の改善**

企業のオープンイノベーションを促進させるオープンイノベーション型(特別試験研究費税額控除制度)は平成27年度改正にて拡充されたものの、煩雑な手続きが多く、せっかくの制度が利用しづらいため、適用要件を緩和するなど、企業がより利用しやすくなるよう、制度の運用を改善して頂きたい。

#### **(3) 研究開発専用設備及びソフトウェアの即時償却の容認**

研究開発専用設備及びソフトウェアの取扱いについては、企業会計と税務会計の乖離により納税者に多大な事務負担がかかっているため、企業会計上費用処理が強制されるものについては、税務会計上も会計処理に合わせて即時償却を認めて頂きたい。

#### **(4) 「パテントボックス税制」の導入に向けての検討**

近年、ヨーロッパ諸国を中心に、研究開発成果から生じる所得に優遇措置を与える「パテントボックス税制」を導入し、自国企業の研究開発投資の促進及び海外からの研究開発拠点の誘致を図る動きが拡大している。このため、研究開発拠点としての立地競争力の維持・強化及び海外への研究開発機能の流出を防止する観点から、イギリスなど導入国の仕組みを検証するなど、我が国に適した「パテントボックス税制」制度の導入を検討して頂きたい。

### **3. 合理的な設備投資の促進に向けた税制の整備**

企業の合理的な設備投資を促進するうえで、以下の措置について要望する。

#### **(1) 償却資産課税の見直しについて**

工場における機械類等の生産財に対する固定資産税の課税は国際的に見ても異例の税制となっている。国内生産回帰の促進や外国企業の我が国への立地促進の見地からもその見直しを求めたい。

併せて、平成19年度の税制改正における固定資産の資産評価法の改善が地方税に及ばず、国税と地方税で同一の固定資産評価が異なるという異例の状況にあるため、機械設備等の耐用年数の比較的短い償却資産

の評価額の算定について、法人税の取扱いと合致させるよう見直しを求める。

## **(2) 減価償却の方法について**

減価償却の方法について、定率法を廃止して定額法への一本化が昨年来検討課題とされているが、①企業における減価償却資産の使用実態等に応じて適切な方法を選択できる現状の変更は、結果として成長分野を中心とした投資活動に対して抑制効果を及ぼす可能性があることや、② I F R S (国際会計基準)においては、「資産の将来の経済的便益が企業によって消費されると予測されるパターンを反映するものでなければならない」との基本的考え方の下で、定額法とともに定率法や生産高比例法の適用の余地が認められており、その基本的考え方との整合性を確保する必要があることから、定額法の本一本化については慎重に検討を行うべきである。

## **(3) 生産性向上設備投資促進税制の期限延長等**

先端設備導入や既存生産ラインの刷新などによる生産性の向上、設備投資の拡大による景気の活性化及び資産買換えによる経済合理性の向上等に多大な効果を発現している生産性向上設備投資促進税制について、平成28年度末とされている同制度の適用期限の延長、充実について検討して頂きたい。

## **4. 成長戦略との調和のとれた地球温暖化防止対策の推進について**

年末のC O P 2 1 (国連気候変動枠組条約第21回締約国会議)に向けて、我が国の地球温暖化ガス排出削減目標に関し、意欲的な約束草案を国連に提出したところであり、その着実な実現が求められている。

この実現を図るうえで、原子力発電についての適切な評価とあわせ、再生可能エネルギーの利用拡大及び省エネルギーの推進が大きな課題となっており、削減目標実現に向けた政策ツールの充実が求められるなかで、税制に関して次の通り要望する。

### **(1) 成長戦略との調和を図るうえで安易な課税拡大による対策には反対**

地球温暖化対策税は、エネルギー価格の上昇に拍車を掛け、国民生活や産業活動に大きな影響を与えており、今後も更なる税額引き上げも予定され、我が国経済の回復、成長の足かせとなるおそれが高く、廃止も含めた抜本的見直しが必要である。

ましてや、地球温暖化対策税収の用途拡大 (森林吸収源対策や地方の地球温暖化対策への充当)及びこれに関連した増税や新税の創設を行うべきではない。

## (2) 適切なインセンティブ策の適用

### ① 地球温暖化防止や環境改善を促進する優遇税制の創設

地球温暖化防止、環境改善などに著しい効果をあげる新製品開発を実現した場合の研究開発費の税額控除、風力発電・環境対応自動車他の環境問題に対応する製品を生産する設備・装置等の導入促進のための法人税等の支援策など、所要の優遇措置を講ぜられたい。

### ② グリーン投資減税の適用期限の延長・拡充

グリーン投資減税の対象である再生可能エネルギー発電設備並びに電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー回生型ハイブリッド自動車、急速充電設備等は環境・エネルギーに関する負荷低減に大きな貢献をしているため、適用期限を延長するとともに、木質バイオマス発電設備及び地熱発電設備を対象に追加して頂きたい。

## Ⅱ. 二重課税の排除、効率化の推進など制度の合理化が求められる税制

二重課税の排除、効率化の推進など制度の合理化が求められている税制として、欠損金の繰越控除制度、受取配当金の扱い、地方法人課税、自動車関係諸税、連結納税制度、国際関連税制、会計基準変更等に関して改善を求め、以下に要望する。

### 1. 欠損金の繰越控除制度について

欠損金の繰越控除制度は、企業活動が期間を定めずに継続的に行われるのに対し、法人税の課税所得は事業年度を定めて計算されるため、法人税負担の平準化を図ることを目的とする制度であり、諸外国でも広く取り入れられている。我が国の欠損金の扱いは、従来より欧米諸国に比べ不利な状況にあったが(①繰越期間はアメリカが20年、イギリス、フランス、ドイツ等が無制限に対して我が国は9年、②控除上限はアメリカ、イギリス、韓国等が無制限に対して、我が国は平成24年度より大企業を対象に80%に制限など)、平成27年度改正にて控除上限が65%となり、29年度には更に50%に制限される予定であり、諸外国に比べて更に見劣りする制度となった。

課税上の期間損益の通算は、中長期的な観点から企業経営を行う上で非常に重要で、新市場分野への進出など大胆かつ機動的な事業運営に欠かせない制度あり、また、国際的イコールフットィングの観点も踏まえて、控除上限の制限強化について見直して頂きたい。また、繰越期間は平成29年度より10年へ

延長される予定であるが、更なる期間の延長をお願いしたい。

## 2. 受取配当金の扱いについて

受取配当金の益金不算入制度は、数次にわたる縮減措置実施の結果、平成26年度時点で連結法人株式及び関係法人株式以外の株式に係る益金不算入割合が50%に制限され、更に平成27年度改正において制限幅が拡大した。利益の配当を行う時点で法人税が課されており、同一所得に対する二重課税状態にあるため、「法人擬制説」に立脚する法人税法の立場からは全ての国内株式に係る配当金につき、100%の益金不算入を認めるべきである。また、受取配当金益金不算入の負債利子控除計算について、負債利子中の特定利子控除の復活をお願いしたい。

## 3. 地方法人課税制度の抜本的見直し

地方法人課税は、企業にとって納税金額及び納税事務の両面で過重な負担となっている。企業が地方での事業活動を強化し、雇用や消費を拡大させて、地方経済活動の真の担い手となるためには、地方法人課税の負担軽減及び納税事務の簡素化など地方法人課税制度の抜本的見直しが必要である。

なお、財源確保の一環として検討されている「地方税の損金不算入」については、法人事業税・固定資産税等は事業に対して課せられる性格を持つため、損金算入が適当と考える。

### (1) 地方法人課税全体の抜本的見直し－地方法人特別税の廃止

地方税における外形的課税は、事業所税をはじめ法人住民税均等割、都市計画税、固定資産税など多岐に亘り、課税標準も重複するなど極めて錯綜しており、法人事業税の外形的標準課税は、その複雑さに更に拍車を掛けている。そのため、企業は二重課税による過重な税負担を強いられており、二重課税排除・税制簡素化などの観点から踏まえて、地方法人課税全体の整理・統合など抜本的見直しについて早急に検討すべきである。とりわけ、過重となっている法人二重課税について、地方法人特別税の廃止も含めて、全体の法人税負担の軽減の観点から見直して頂きたい。また、連結納税制度の導入を検討して頂きたい。

### (2) 申告・納税方法の簡素化の推進

企業の事業活動が広域化、多様化している現状を考慮すると、地方公共団体ごとに納税事務を行うことは煩雑であり、納税側・徴収側双方の事務負担やコストも計り知れない。そのため、地方税の統一申告・納付機関の設置、または本店所在地都道府県・市町村に一括納付できるようにするなど、納

付手続きの簡素化を早急に行って頂きたい。

#### **4. 複雑・過重な自動車関係諸税の簡素化・負担軽減の実現**

複雑・過重な自動車税制を抜本的に見直し、より適切な税制に改めるため、以下の実現を要望する。

- (1) 平成29年4月の消費税10%時における見直しとして、経済好循環化を持続させるためにも、欧米諸国と比べてとりわけ過重な自動車税の税率を引下げるとともに、自動車重量税の「当分の間税率」を廃止すべきである。また、自動車取得税廃止を確実に実施して頂きたい。
- (2) 自動車税制のあるべき姿への改革のため、現在複数ある税目を、登録車・軽自動車のそれぞれで一税目にして簡素な税体系を実現するとともに、税負担をドイツ等の欧米諸国並みに引下げするため、自動車重量税廃止などを含めた議論を早急に開始して頂きたい。また、エコカー等へのインセンティブ税制についても、簡素化された一税目の中で措置することでユーザーにも分かりやすい制度とすべきである。

#### **5. 連結納税制度の改善**

連結納税制度は、機動的な組織再編やグループ経営導入により我が国企業の経営効率の向上や国際競争力の強化を実現させるために導入されたが、制度活用上の付帯条件や制限措置が多く存在し、制度適用の足枷となっているため、連結納税制度が有効に活用されるよう、次の項目について改善を行って頂きたい。

##### **(1) 申告・納税期限の延長**

複雑な業務に鑑み、連結中間申告の申告期限及び納税期限を現行より少なくとも1カ月以上延長されたい。

##### **(2) 連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価の撤廃あるいは除外要件の緩和**

連結納税の開始時・加入時に伴う資産の時価評価について撤廃されたい。その実現が困難な場合、例えば過去5年間の出資比率が50%超であることとするなど除外要件を緩和されたい。

##### **(3) 地方税（法人住民税、法人事業税）における連結納税制度の導入**

地方税（法人住民税、法人事業税）においても連結納税制度を導入して頂きたい。

#### **(4) 資本金 1 億円以下の連結対象子会社の交際費の損金算入の容認**

資本金 1 億円以下の連結対象子会社について、単独納税にて認められていた交際費の損金算入限度額までの損金算入を容認されたい。

#### **(5) 収用換地等の場合の連結所得特別控除の不利な扱いの是正**

収用換地等があった場合、連結グループ内で圧縮記帳か特別控除のいずれかを統一して適用することとされており、また、特別控除の金額は連結グループ全体で5,000万円が上限とされている。収用等は公的強制措置であることから、連結納税制度選択の企業が不利にならないよう、個別企業毎に圧縮記帳か特別控除を選択できることとし、特別控除の金額もそれぞれ5,000万円を認めるべきである。

#### **(6) 連結納税グループ離脱時における投資簿価の修正方法の見直し**

子法人が連結納税グループ加入前に有していた剰余金を加入後に親会社に配当する場合、株式売却等により当該子法人が連結納税グループから離脱する際には親会社の投資簿価修正の対象となるが、会計上の売却益に対し、税務上は配当相当額が売却益に上乗せされ、二重課税となるため、投資簿価の修正方法を見直されたい。

#### **(7) 連結納税申告における子法人の個別帰属額届出書提出の廃止**

連結納税制度においては、親法人が連結法人税申告書を所轄税務署へ提出する一方、子法人も「個別帰属額届出書」を所轄税務署へ提出することになっているため、少なくとも電子申告を行っている場合は効率化の観点から子法人の提出を廃止して頂きたい。

### **6. 国際関連税制の見直し・改善**

新興諸国を中心に拡大するグローバル市場への対応は、企業の成長のみならず我が国経済の今後の繁栄にとって不可欠である。我が国企業は新たな市場開拓を目指して年々海外事業展開を深化させてきたが、各国の課税権のせめぎ合いが激化する中、国際的<sup>2</sup>二重課税のリスクを負う局面が増加している。我が国の国際課税制度は、国際的<sup>2</sup>二重課税の調整、国際的租税回避の防止を原則に年々改善が図られてきたが、国際環境は日々変化しており、企業の健全な海外事業活動を確保する観点から、更なる改善をお願いしたい。

#### **(1) 外国税額控除制度の見直し**

##### **① 控除限度額及び控除限度超過額の繰越期間の延長**

輸出プラント工事などにおいて、国外所得の発生時期と現地における税額発生時期のタイムラグが大きくなっていることに加え、現地で税務調査があった場合は、ある年度の所得につき更正を受けた場合、税務当局と訴訟等になった結果、税額が確定するまでに数年かかることがある。このような場合、外国税額控除枠が十分に活用できないことなどから、外国税額控除制度の利用が制約され、国際的二重課税の排除が十分に行えない事態が多々生じている。したがって、控除額及び控除限度超過額の繰越期間については、現行の3年を延長すべきである。米国は現在10年、英国は無期限の繰越が認められており、国際競争力確保の点からも、平成29年度に欠損金の繰越期間が10年に延長されることとなったことを参考に、10年への延長を要望する。

## ② 控除限度超過額の繰越期間経過後の損金算入の容認

控除限度超過額が発生した場合、企業経営を圧迫する一因ともなっていることから、控除限度超過額で繰越期間内に控除できなかった金額については、損金算入を認めるべきである。

## ③ 外国税額控除の控除限度額の拡充

外国税額控除の控除限度額は国外所得に法人税の実効税率を乗じて算出した金額相当額になるが、試験研究費の総額に係る税額控除などにより実効税率が低下し控除限度額が減少することになる。これでは双方の税額控除の目的を達成できないため、控除限度額が法定税率を用いて計算した金額相当となるような仕組みにして頂きたい。

## (2) 特定外国子会社に係る所得課税の特例（タックスヘイブン課税）の改善

### ① 欠損金の合算の容認

現行の税制では欠損金の合算が認められず、留保所得のある子会社のみ日本で課税するという公正さを欠く制度となっているため、実質上親会社と一体である特定外国子会社の欠損金は合算を容認すべきである。

### ② ホワイトリストの導入による軽課税国の明確化又は標準税率による判定

実効税率が20%以下であるかどうかの判定を会社別に每期行うのは、大変多くの労力を必要とするため、一定条件を満たす国・地域に所在する子会社についてタックスヘイブン対策税制の対象外とする「ホワイトリスト」の導入を要望する。あるいは、各国の法定税率を基準とした「標準税率による判定」でも、現行の実効税率による個別判定と比較すると、実務面での大幅な簡素化が期待できるため、善処をお願いしたい。

### ③ 特定外国子会社等の判定の基準となる租税負担割合の更なる緩和（トリガー税率の引き下げ）

平成27年度税制改正において、特定外国子会社等の判定基準となる租税負担割合が20%未満へと緩和されたが（トリガー税率の引き下げ）、



中東、アジア、東欧諸国等で、法人税率引き下げにより法定実効税率が低下し、軽減税国に該当するケースが増えているため、我が国企業の事務負担の軽減を考慮し、特定外国子会社等の判定基準となる租税負担割合の更なる緩和をして頂きたい。

#### ④ 合算対象所得から除外される孫会社要件の緩和

平成21年度税制改正において、特定外国子会社等がその子会社（孫会社、25%以上の株式等を6ヶ月以上保有）から受ける配当の額は合算対象所得から除外されることとなったが、親会社が直接受ける配当は益金不算入となる一方、特定子会社経由で受ける配当は合算課税となるため不合理である。親会社と特定外国子会社等を合わせて25%保有の場合も合算対象所得から除外される対象として頂きたい。

#### ⑤ 適用除外基準の拡充及び事前確認制度の導入

平成22年度税制改正において、物流統括会社に係る適用除外基準について一定の明確化と緩和が図られたが、当該統括会社は、子会社のみならず親会社・兄弟会社などのグループ会社から仕入を行い、グループ会社へ販売する形態をとることも充分あり得る。このため、適用除外基準のさらなる拡充をして頂きたい。また、多くの事業会社にとって、毎期の適用除外の判定作業に多大な工数を要す一方、リスクを抱えたまま事業運営を行うことは、健全な海外事業進出を計画する上での妨げであるため、当局との適用除外に関する事前確認制度を導入して頂きたい。

#### ⑥ Passive Incomeに対する課税制度の簡素化

事業会社にとってPassive Incomeの収入に占める比率は極めて低く、調査・算出に費やす事務負担が増えるだけであるため、制度の簡素化をお願いしたい。

#### ⑦ 資産性所得を発生させる持分10%未満株式の判定の緩和

平成22年度税制改正で導入された資産性所得合算制度においては、株式保有割合10%未満の法人（特定法人）の株式等からの配当及び譲渡所得が対象とされているが、この判定はグループ全体の持分で行うこととして頂きたい。

### (3) 移転価格税制の見直し

#### ① 定義の明確化と運用環境の整備

移転価格税制に関し、企業が適正な申告納税が出来るよう、役務提供取引や無形資産取引の取扱いの定義を明確化して頂く一方、実際の運用にあたっては二重課税の排除を前提に柔軟な運用ができるよう環境の整備を行って頂きたい。

#### ② 調査における手続きのルール化

移転価格の調査における手続きの明確化（納税者側への課税根拠・関

連データの開示など) など、ルールを整備して頂きたい。

### ③ 事前連携の強化

現行制度では、一時的にせよ企業に二重課税を強いることになるため、例えば相互協議の後でなければ更正できないこととする、または課税当局が更正処分に先立って二重課税回避の対応をする旨の事前合意を相手国政府から得ることを執行の要件とするなど、執行の現場と相互協議担当局との事前の連携を強化して、予め二重課税リスクを低減させるなど、執行のあり方を検討して頂きたい。

### ④ A P A (移転価格事前確認制度) の手続き、審査の迅速化

移転価格税制上の重要な制度である A P A (事前確認制度) の手続き、審査の更なる迅速化に向けての体制を構築して頂きたい。また、仮に十分な損益が見込めない事業であっても、前向きに対応して頂きたい。

### ⑤ 持分基準の見直し

移転価格税制における持分基準について、日本以外の多くの国で基準としている 50% 超へ見直しをして頂きたい。

## (4) 二国間租税条約の締結及び改定の促進等

### ① 二国間租税条約の締結及び改定の促進

今後、世界的な投資交流の活発化に向けて、我が国としては、租税条約ネットワークの整備を図る必要がある。日本との取引が多い国・地域との租税条約が締結されていない場合には、移転価格税制に基づく相互協議など二重課税の排除や源泉税率の低減に向けて、租税条約の早期締結を行われたい。とりわけ、次世代の投資国として脚光を浴び始めているアフリカ諸国は日本との租税条約締結国が少なく、租税条約を活用している中国企業に比べて我が国企業は競争環境として非常に不利となっているため、早急に締結交渉を進めて頂きたい。加えて、東南アジアや中南米の未締結国にも締結対象国を拡大して頂きたい。

また、日本の知的財産立国を後押しし、グローバル企業を育成する観点から、ロイヤリティ支払いに関する源泉税の相互撤廃などを盛り込んだ日米租税条約をモデルとして、各国との租税条約の改定を推進されたい。とりわけ、インドとの租税条約第 12 条の「技術上の役務」に対する源泉課税の実施は、日本が他国と結ぶ租税条約と整合性がなく、類例をみない異質な規定であり、インドにオフショア開発を委託する上での経済的阻害要因となっているため、改定をお願いしたい。

更に、投資交流の一層の促進を図る目的からアメリカ・イギリス・フランス等との租税条約において一定基準を満たす配当に係る源泉税が免税とされているが、この配当免税措置について、各国との租税条約の改定を推進されたい。特に、日本からの投資規模が大きい中国との条約改定をお願いしたい。

## **② 租税条約の適用を受ける支払に関する「租税条約に関する届出書」の提出要件の緩和**

人的役務提供事業等の対価の支払に関し租税条約上本邦にて課税されない場合の提出義務の撤廃、並びに特定国において提出が義務付けられている「特典条項に関する付表」の有効期限の撤廃を行われたい。

また、米国等適用により免税となる場合、居住者証明が必要であるが、取引相手が国の機関である場合、居住者であることは明らかであるので、居住者証明の取得の要件を緩和して頂きたい。

## **(5) 国外子会社に係る受取配当金の益金不算入制度の改善**

平成21年度税制改正により国外子会社に係る配当金については益金不算入となったものの、配当額の95%を上限とすることや、国外の子会社以外からの配当については益金算入であることから、未だ制度としては不十分と言わざるを得ない。全ての株式に係る配当金につき100%の益金不算入を認めるべきである。

## **(6) BEPS 行動計画への対応**

国際的な課税回避防止策の一環であるOECDのBEPS(税源浸食と利益移転)行動計画に基づき、先進各国で国際課税ルールの見直しが進められており、我が国でも国内法制化が検討段階に入ると思われるが、とりわけ同行動計画の13(移転価格関連の文書化の再検討)については、過大な事務負担の発生が懸念されることから、我が国での税制改正が企業経営に深刻な影響を与えることの無いよう、十分配慮すべきである。

## **7. 会計基準変更への対応**

近年、国際的整合性の観点から金融商品に関する会計基準、退職給付に係る会計基準、固定資産の減損に係る会計基準等、各種会計基準の見直しが行われてきている。今後は更に国際会計基準とのコンバージェンスが進められることとなっているため、税制上の対応が必要である。

### **(1) 会計上の損失処理の容認**

企業においては、会計基準の導入・変更に伴い、不良債権・不良資産等に係る損失処理が進められてきたが、税制がこのような動きに連動していないため、損金認容が制限された結果、多額の繰延税金資産が計上されることになり、多くの企業において繰延税金資産の資産性の問題が生じている。また、会計・税務の二重基準に伴う申告調整項目の増加によって、判断と手続きの

両面で極めて煩雑となっている。

税務上の取扱いは企業会計上の取扱いと極力一致させるべきあり、具体的な要望事項は次のとおり。

#### ① 貸倒引当金制度廃止の見直し等

平成23年度税制改正において、金融機関等を除いて貸倒引当金制度の廃止が行われたが、公平性の観点から問題が多く、従前の取扱いを復活するとともに、次の個別評価の貸倒引当金については、繰入率の引き上げをお願いしたい。

- ・ 会社更生法などの法的手続き開始時点での貸倒引当金の繰入限度額の大幅に引き上げ
- ・ 外国政府などに対して有する特定海外債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の100%化

#### ② 有価証券評価損の計上の容認等

上場有価証券などの一部を除いて、法人税法上の有価証券等に係る評価損の要件は従来どおりであるため、会計と税務の乖離が大きく、多額の有税処理を余儀なくされている。公正な担税力の観点から、また実務の煩雑性において、かかる現状は適当でないことから、会計基準と同様の基準で評価損の計上を認めて頂きたい。また、相場のあるゴルフ会員権は、上場有価証券に準じ評価損の計上を認めて頂きたい。加えて、損金経理要件を廃止し、退職給付信託資産（有価証券）についても一般の上場有価証券と同様の基準で評価損の計上を認めて頂きたい。

#### ③ 棚卸資産に係る評価損並びに固定資産の減損損失の損金算入

棚卸資産の評価損並びに固定資産の減損損失についても、会計基準と同様の基準で損金算入を認めて頂きたい。

### (2) 国際会計基準へのコンバージェンスに伴う税制措置

国際会計基準へのコンバージェンスが行われた場合、減価償却費等の課税ベースが大幅に拡大することが懸念される。会計基準適用の有無により課税ベースが異なることとなるのは課税の公平性を欠き、その結果設備投資や研究開発投資へ大きな影響を与える可能性があるため、次の事項を要望する。

#### ① 減価償却費に係る損金経理要件の廃止

国際会計基準へのコンバージェンスにより、減価償却資産の償却方法の定率法から定額法への変更や、会計上の耐用年数の延長が見込まれているが、減価償却費については損金経理要件が付されているため、税法基準での損金算入が不可となることから、損金経理要件を早期に廃止すべきである。

#### ② 試験研究費の発生時損金算入

一定の開発費については、無形資産として計上のうえ償却することとなる

ことが見込まれているが、試験研究費については、発生時損金算入という従来の取扱いを維持して頂きたい。

### ③ 排出量取引における費用計上時期について

排出権の減損処理について会計基準と同様の基準で損金算入を認めて頂きたい。

## 8. その他

### (1) 民法上有効な意思表示に基づく非関連者間の債権の切り捨て、債権放棄並びに債権譲渡の税務上の容認

民法上有効な意思表示に基づく非関連者間の債権の切り捨て、債権放棄並びに債権譲渡について税務上も容認し、原則として寄附金として扱わないようにして頂きたい。

### (2) 子会社等の整理・支援損に係る取扱いの緩和

子会社等の整理・支援損の扱いについて、法人税基本通達9-4-1(子会社等を整理する場合の損失負担等)及び9-4-2(子会社等を再建する場合の無利息貸付等)の要件を緩和し、経営危機に陥る前の経営悪化の段階での支援を弾力的に認めて頂きたい。

### (3) 印紙税の抜本的見直し・廃止

作成文書に担税力を求める文書課税は、電子商取引の急速な普及によりペーパーレス化の進む現状では不合理かつ公平性を欠くものとなっている。付加価値税を導入している諸外国では、印紙税の撤廃、もしくは付加価値税非課税取引のみ印紙税を課税するのが主流であるため、印紙税の廃止あるいは消費税非課税取引のみに課税対象を制限するなど、抜本的見直しを行われたい。

### (4) 消費税仕入税額控除における95%ルールの復活

平成23年度税制改正で行われた「課税売上5億円以上の事業者についての95%ルールの撤廃」により、対象事業者は課税仕入等の税額を全額控除することができなくなった。課税売上を主とする事業者にとって、仕入は間接的であっても課税売上に資すると推測され、個別対応を証明できない間接的な仕入税額に、課税売上割合による按分計算を適用すると、事業実態以上に事業者への負担が生じることとなった。また、売上規模で取扱いを変える合理的な理由も無いため、従前の95%ルールを復活して頂きたい。